

平成29年台風第21号による被害状況

1 農林水産関係被害の概要

区分	主な被害	被害数	被害額 (億円)	被害地域 (46都道府県より報告あり)
農作物等	農作物等（＊１）	30,885ha	117.7	岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
	樹体（＊２）	148ha	2.1	秋田、福島、長野、岐阜、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、広島
	家畜の斃死（＊３）	22,280頭羽他	0.1	宮城、千葉、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、高知
	畜産物（＊４）	2トン	0.0	千葉、奈良
	農業用ハウス等	11,063件	37.2	岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
	畜舎等	339件	2.5	岩手、宮城、群馬、千葉、富山、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、高知、熊本、鹿児島
	共同利用施設	155件	1.3	岩手、宮城、千葉、静岡、新潟、岐阜、愛知、三重、滋賀、和歌山、徳島、愛媛、高知、佐賀、熊本、宮崎
	農業用機械	143件	0.7	三重、京都、兵庫、岡山
	小計		161.7	
農用地・施設関係	農地	2,596箇所	54.4	青森、岩手、宮城、山形、福島、栃木、群馬、千葉、東京、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、鹿児島
	農業用施設等	3,255箇所	158.9	青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、鹿児島
	小計		213.3	
林野関係	林地荒廃	339箇所	93.6	宮城、山形、福島、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、宮崎
	治山施設	55箇所	20.3	栃木、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、山梨、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、香川
	林道施設等	2,658箇所	53.6	岩手、宮城、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
	森林被害	1,268ha	6.3	北海道、福井、三重、滋賀、京都、和歌山、愛媛、高知
	木材加工・流通施設	11箇所	0.2	京都、和歌山
	特用林産施設等	9箇所	0.1	千葉、三重、和歌山
	小計		174.2	
	漁船	603隻	2.9	宮城、茨城、千葉、神奈川、静岡、新潟、富山、

水産関係				石川、愛知、三重、滋賀、京都、和歌山、鳥取、島根、愛媛、長崎
	漁具	231件	23.2	青森、宮城、福島、千葉、神奈川、静岡、新潟、富山、石川、滋賀、京都、島根、佐賀、長崎
	養殖施設（＊５）	271件	2.9	宮城、千葉、神奈川、静岡、石川、愛知、三重、滋賀、京都、和歌山、鳥取、長崎、熊本
	水産物（＊６）	1,996トン他	17.2	宮城、千葉、神奈川、石川、愛知、三重、滋賀、京都、和歌山、長崎
	漁具倉庫等	164件	1.3	北海道、宮城、千葉、神奈川、石川、三重、京都、和歌山、熊本
	漁港施設等	41漁港	55.2	青森、岩手、千葉、東京、神奈川、静岡、新潟、富山、石川、福井、三重、京都、和歌山、佐賀、大分、鹿児島
	共同利用施設	172件	7.9	岩手、宮城、茨城、千葉、神奈川、静岡、富山、福井、滋賀、京都、和歌山、熊本
	海岸漂着物	2 海岸	0.2	福井
	小計		110.7	
	合計		659.9	

- * 1. 水稻の冠水、大豆の倒伏、野菜の損傷、果樹（りんご・柿）の落果等
- * 2. りんご・栗・柿・茶の枝折れ等
- * 3. 牛、豚、鶏、蜜蜂
- * 4. 生乳、鶏卵
- * 5. カキ、ノリ等の養殖施設
- * 6. カキ、ノリ、クロマクロ等

2 農林水産省の対応

1. 通知の発出

- （１）生産局及び政策統括官が「台風21号の接近及び通過による強風及び大雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」を通知（平成29年10月19日）
- （２）経営局が「台風21号の接近による強風及び大雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について」を通知（平成29年10月19日）
- （３）農村振興局が「台風第21号接近に伴う事前点検及び災害発生時の復旧箇所における応急対策の実施について」を通知（平成29年10月19日）
- （４）水産庁が「台風第21号による暴風、高波等に対する備えと被害報告等について」を通知（平成29年10月19日）
- （５）林野庁が「台風第21号接近に伴う林道施設災害及び森林災害発生時の対応について」を通知（平成29年10月19日）
- （６）林野庁が「台風第21号接近に伴う山地災害の未然防止について」を通知（平成29年10月19日）
- （７）林野庁が「台風第21号接近に伴う山地災害等に備えた対応について」を通知（平成29年10月19日）

2. 対応

- （１）近畿農政局が農業土木職員を和歌山県に派遣し、二次災害防止のため技術的助言（平成29年10月24日）
- （２）経営局が「平成29年台風第21号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について」を通知（平成29年10月26日）
- （３）経営局が「平成29年台風第21号による災害に係る当面の貸付業務について」を通知（平成29年10月26日）
- （４）水産庁が「平成29年台風第21号による災害に対する金融上の措置について」を通知（平成29年10月26日、27日、31日）
- （５）東北農政局が宮城県へ排水ポンプ車を貸出。併せて、設置にあたり技術系職員３名を派遣（平成29年10月26日）
- （６）平成29年台風第21号に係る政府調査団に農林水産本省の担当官３名が同行（平成29年10月27日）
- （７）東海農政局及び近畿農政局が「平成29年台風第21号による災害に対する金融上の措置について」を通知（平成29年10月27日）
- （８）水産庁が「平成29年台風第21号による被害漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について」を通知（平成29年10月27日）
- （９）水産庁が「平成29年台風第21号による被害漁業等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について」を通知（平成29年10月27日）
- （10）「台風第21号による災害における「大規模災害時の災害査定効率化」の適用について」をプレスリリース（平成29年11月14日）
- （11）「平成29年10月21日から同月23日までの間の暴風雨による災害に係る激甚災害の指定について」をプレスリリース（平成29年11月21日）
- （12）経営局が農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の実質無利子化を実施（平成29年11月21日）
- （13）経営局が農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初５年間免除措置を実施（平成29年11月21日）

3. 対策本部・各種会議の開催等

- （１）「平成29年台風第21号に係る関係省庁災害警戒会議」に大臣官房の職員が出席（平成29年10月20日、22日）
- （２）東海農政局が平成29年台風第21号の接近に伴う災害対策本部を設置し、会議を開催（平成29年10月23日）
- （３）「平成29年台風第21号に係る関係省庁災害対策会議」に大臣官房の職員が出席（平成29年10月24日）